十五　国土強靭化施策債償還費	令和元年度及び令和二年度において国土強靭化施策に充てるために要する費用につき発行することができる地方債の額	千円につき	一	別表第二道府県の項中「九、一五〇」を「九、七七〇」に、「一、一一一、〇〇〇」を「一、一三二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、八〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「二、二四四、〇〇〇」を「二、二七九、〇〇〇」に改める。										
				（特別会計に関する法律の一部改正）										
				第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。										
				附則第四条第一項中「令和二年度から令和三十三年度まで」を「令和三年度から令和三十七年度まで」に、「令和二年度に」を「令和三年度から令和六年度まで」を「令和四年度から令和十年度まで」に、「令和七年度から令和三十三年度まで」を「令和十一年度から令和三十七年度まで」に、「二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆六百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表を次のように改める。										
					年度	控除額								
					令和四年度	千億円								
					令和五年度	三千億円								
					令和六年度	五千億円								
					令和七年度	六千億円								
					令和八年度	七千億円								
					令和九年度	八千億円								
					令和十年度	九千億円								
				附則第五条中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。										
				附則第九条第一項中「令和二年度」を「令和三年度」に、「から第四号まで」を「及び第四号」に、「同条第九号」を「同条第八号」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「令和三年度から」を「令和四年度から」に改め、「令和三年度にあっては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「令和八年度までの各年度にあっては同項」を「令和八年度までの各年度にあっては前項」に、「第三号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第一号の表中	令和三年度	二千九十二億円	を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同項第五号とする。							
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和二年度までの各年度において発行することができる地方債の額を得た意又は許可の額	千円につき	一〇三											
十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において発行することができる地方債の額	千円につき	六〇											
十二　減税補填債償還費	減税補填債個人の市町村民税等に係る特別減税による平成八年度から平成十三年度までの各年度において発行することができる地方債の額	千円につき	六〇											
十一　財源対策債償還費	平成十三年度から令和二年度までの各年度の財源対策のため発行することができる地方債の額	千円につき	五二											
十　地方税減収補填債償還費	平成十四年度、平成十六年度及び平成二十一年度から令和二年度までの各年度において発行することができる地方債の額	千円につき	一八											
	平成十三年度、平成十四年度及びおまかで令和二年度までの各年度において国の補正予算に係る財源により発行することができる地方債の額	千円につき	三三											